

特典航空券(成田便)引換証交付申請書

九州佐賀国際空港活性化推進協議会 御中

申請日	令和 年 月 日
マイエアポート宣言日	平成・令和 年 月 日
事業所等名称	(マイエアポート推進リーダー・氏名:)
住所	(〒)
電話番号	
搭乗実績証明書	<u>搭乗券(コピー可)又は搭乗証明書など、九州佐賀国際空港成田便の利用が確認できるものを添付してください。</u>
<p>〈留意事項〉</p> <p>1) 搭乗回数とは、九州佐賀国際空港発着の定期便(成田路線)に搭乗した回数です。</p> <p>2) 特典航空券(成田便)の交付申請することができるのは、マイエアポート宣言を届出た月から36ヶ月までとし、特典の交付は12ヶ月につき1回を限度とします。ただし、平成30年(2018年)12月以前にマイエアポート宣言をされた事業所においては、平成31年(2019年)1月から36ヶ月までを申請可能な期間とします。</p> <p>3) 定められた集計期間内における搭乗回数が20回に達した場合に、特典航空券引換証の交付を申請することができます。</p> <p>4) 搭乗回数の累計カウントは、マイエアポート宣言を行った月(平成30年(2018年)12月以前にマイエアポート宣言をされた事業所においては、令和2年(2020年)1月)から12ヶ月に達する月の末日までとし、翌12ヶ月への繰越はできません。また、無償搭乗は、カウント対象外です。</p> <p>ただし、新型コロナウイルスの影響に伴う特別対応として、九州佐賀国際空港発着の成田便の集計期間及び申請期限をそれぞれ6ヶ月延長します。</p> <p>5) 交付申請は、<u>特典航空券の申請が可能な月の末日から1ヶ月以内</u>に行ってください。</p> <p>6) 申請書の受付後、約4週間で1往復分の航空券として利用できる「特典航空券」を贈呈します。</p> <p>7) 特典航空券に記載された利用条件でご予約をお願いします。</p> <p>8) 超過手荷物等で発生する追加料金及び手数料等については、利用者のご負担となります。また、特典航空券の予約変更及びキャンセル等に伴う払戻はできません。</p> <p>9) 申請内容に虚偽等が発覚した場合は、特典相当額の返還を求める場合があります。</p>	

申請・問い合わせ先：九州佐賀国際空港活性化推進協議会(佐賀県空港課内)

○ 住所：〒840-8570 佐賀市城内1-1-59

○ 電話：0952-25-7104 ○ FAX：0952-25-7318

九州佐賀国際空港特典航空券（成田便）引換証申請書【搭乗券貼付台紙】

今申請書に添付の搭乗券は当社社員の業務による搭乗に相違ないことを証明します。
マイエアポート推進リーダー氏名 _____

のり①	のり②
-----	-----

のり③	のり④
-----	-----

のり⑤	のり⑥
-----	-----

のり⑦	のり⑧
-----	-----

のり⑨	のり⑩
-----	-----

のり⑪	のり⑫
-----	-----

のり⑬	のり⑭
-----	-----

のり⑮	のり⑯
-----	-----

のり⑰	のり⑱
-----	-----

のり⑲	のり⑳
-----	-----